



新年のご挨拶

日本弁理士会会長 古谷 史旺

新年おめでとうございます。
年頭に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

〔弁理士の社会的使命と法改正について〕

昨年の6月以降、政府は「知的財産政策に関する基本方針」、「知的財産推進計画2013」、「日本再興戦略」を相次いで決定し、グローバル・ネットワーク化の進展、企業の国際競争力の強化、付加価値の高いモノ・サービスの提供（知的財産の有効活用）、模倣品・海賊版対策、グローバルな視点に立つ知的財産戦略を備える中小企業の保護・育成を求めています。

日本弁理士会は、こうした知的財産をめぐる環境変化を踏まえ、企業の国際競争力強化のため、企業の事業活動を知的財産の側面から支援するべく、会を挙げて全力で努力していきます。

とりわけ、今日の我が国経済においては、中小企業の活用が急務であるところ、中小企業における知的財産に関する活動が低調であるという現実があります。このような中小企業の知的財産活動を支援することが、日本弁理士会にとって最重要の課題と認識しています。

そこで、日本弁理士会は、専権業務である特許出願書類等の作成については、より実践的な研修を拡充することは当然のこと、グローバルな対応や知的財産紛争対応のための実務に関する研修を拡充することで、弁理士の一層の実務能力の向上を図る所存です。

加えて、中小企業向けのセミナーや無料相談会の機会を拡充させ、個々の弁理士の中小企業支援マインドを醸成することで、中小企業に眠る発明を発掘し、その保護、活用に至るまで一貫したサービスを提供することにより、企業の産業競争力強化に貢献いたします。

昨年は、特許庁の産業構造審議会「弁理士制度小委員会」において、弁理士法の一部改正の審議が開始され精力的に検討を重ね、「弁理士の使命の明確化」、「試験制度の見直し」、「研修制度の見直し」、「弁理士業務の充実」等々のテーマに沿った議論が深められています。

今年は、それらの議論の結果を踏まえた、前向きな弁理士法の一部改正案が国会に上程されることを期待しております。

〔弁理士育成塾について〕

昨年の5月、日本弁理士会の会員数は一万人を突破しました。会員が増えることは誠に喜ばしいことではありますが、弁理士試験の合格者のうち約2割が実務未経験者で占められています。私たちはこの現実を直視し、日本弁理士会として何らかの対策を講じていかなければなりません。

私は事業計画のミッションに“弁理士の存在価値を高める！”を掲げさせて頂きました。事業計画の大きな柱の一つに「弁理士育成塾」があります。

それは、ベテランの先輩弁理士が培ってきた明細書作成の技（匠の技）を、新人弁理士に伝承する“寺子屋”のような存在をイメージしています。

従来であれば、弁理士試験の合格者が100人～200人と少なかったこともあり、新人合格者は、特許事務所などにおいて、明細書作成の訓練を受ける機会が与えられており、ベテラン弁理士の技（匠の技）が職場を通じて伝承されて来ました。

ところが、近年、弁理士試験の合格者が大幅に増えたため、特許事務所に就職することもできず、明細書作成の機会が失われつつあります。

弁理士登録した新人弁理士が、明細書作成の機会を与えられなければ、明細書作成能力を身に付けることができ

ず、いつまで経っても弁理士の存在価値を高めることはできません。

そこで、この「弁理士育成塾」は、ベテランの先輩弁理士に、優れた匠の技やノウハウを開示していただき、塾生にその技を伝承し、厳しい演習指導、厳しい評価のもとに、短期間に「明細書が書ける」塾生の誕生を実現したいと考えております。

この「弁理士育成塾」は、当面は明細書の作成技術の伝承に限りますが、一定の成果を上げたら、対象範囲を意匠と商標にも広げる予定ですし、企業弁理士の存在価値を高めるプログラムの設計にも取り組みます。

「弁理士育成塾」が成功するか否かは、講師役のベテラン先輩弁理士の熱意と、石に噛り付いてもその期待に応え、一人前になりたいと思う塾生の強い意志にかかっています。

自身のためだけでなく、後に続く者のため、不退職の決意で臨んで頂きたいと思います。

〔役員制度の見直しについて〕

役員制度見直しの主な点を述べさせていただきます。

現行の役員制度は、日本弁理士会の全国支部化が具体的に動き出した平成 18 年度から実行に移されていますが、常議員会と執行役員会との関係、正副会長と執行理事の権限と執行役員会における議決権との関係など、複雑で制度上の矛盾も指摘され、この数年来、見直しが議論されています。しかし、未だに結論を出すに至っていません。

そこで、昨年、休眠していた「役員制度改革委員会」を再稼働させ、答申も頂き、監督官庁への打診も終わり、いよいよ今年には改革の実行を期すべき時を迎えました。

改革の一つは、執行役員会の議決権のことですが、「議決は、出席した会長及び副会長の過半数をもって決する。」と直します。

現状では、有権者の信任を得て就任した会長及び副会長と、会長の指名のみによって就任した執行理事が、等しく一個の議決権を有しているため、有権者の意向が執行役員会の決議に反映されていると言い難いという問題点が指摘されています。また、執行理事にとっては、毎週水曜日に一日中執行役員会に拘束されていることは、大変な負担です。

執行理事は、本来、副会長の補佐であり、全ての会務を執行する必要があるとは思えません。

上記のように改革すれば、有権者の意向を間接的に執行役員会の決議に反映させることが可能となりますし、意思決定の迅速化を図ることができます。

改革の二つは、執行役員会の定足数のことですが、「会長及び副会長のうち過半数が出席すれば開会を可能とする。」と直します。

現状では、有権者の信任を得て就任した会長と副会長と、会長の指名のみによって就任した執行理事が、執行役員会の定足数に関し、ほぼ同等に扱われています。

また、執行理事が、委嘱を受けた常務以外の審議にも加わらなければならないこととなっています。

上記のように改革すれば、執行理事は、委嘱を受けた常務に関する議案の審議のみに加われば足りることになり、過度の負担が軽減されます。

改革の三つは、会長及び副会長の任期制限のことですが、「会長は、引き続き 2 回を超える再任を不可とし、副会長は、引き続き 4 回を超える再任を不可とする。」と直します。

現状では、回数制限がないため、会長職を長期にわたり独占することも可能ですが、独裁化や会務運営の惰性化を招きますし、多くの第三者との関わりから生ずる不適切な利害関係が生まれる危険が予想されます。

上記のように改革すれば、問題点を抑止することができます。この状況は、副会長も同じです。

改革の四つは、副会長の有償制です。年額 360 万円とします。

現状では、円滑な会務運営のために支出する金銭的な自己負担が増加しつつありますし、毎週開催される執行役員会の拘束時間は長く、また、その職務と責任も重い状態にあります。会長の有償制とのアンバランス感は否めません。

上記のように改革すれば、問題点を多少なりとも解消することができます。

以上は主要な点ですが、この一年間、誠心誠意、頑張りますので、宜しく願い申し上げます。